

## 「近江商人」の家訓・店則にみる「立身」と「出世」

宇佐美英機

### はじめに

「立身出世主義」が日本の近代化を進めるうえで重要な意義をもったことは、E・H・キンモンス氏が夙に明らかにしたところである。<sup>(1)</sup> また、竹内洋氏も同様に明治期青年の「立身出世主義」が受験戦争を惹起し、富と地位を追求する社会現象が存在したことを明らかにしている。<sup>(2)</sup>

筆者はすでに両者の研究を導きの糸として、著名な近江商人である蒲生郡日野岡本町、中井源左衛門家の家訓・店則をもとに、中井家においては、奉公人に対して「立身」「出世」すべきことを説き、奉公することの動機付けを与えていることを明らかにした。<sup>(3)</sup> すなわち、中井家では「立

身」とは店内の職階を昇進することであり、その先に別家（宿持ち）となり独立自営業者となる「出世」の世界があることを教え諭していた。しかし、「立身」と「出世」とを異なる内容として説いていたが、時代を降るにつれ「立身」と「出世」は同義的に述べられるようになっていったことも確認できた。

本稿では、右の中井源左衛門家で見られる「立身」「出世」観が、近江商人世界にあつて普遍的な思考なのか、あるいは中井家の特殊な理解なのかを検討するため、他の近江商人の家訓・店則に見られる「立身」と「出世」という用語に焦点を絞って分析を行うものである。

## 一 外村与左衛門家の家訓・店則

外村与左衛門家（外与家）は、神崎郡金堂村（現五個荘町金堂）に本宅を構えた商家であり、元禄十三年（一七〇〇）を創業年とし、現在も総合繊維商社外与株式会社として営業を続けている。外村家の三百年にわたる略史については、上村雅洋氏により歴代の家業経営の推移が明らかにされており<sup>(4)</sup>、また、末永國紀氏による要を得た簡略な記述がある。当家や分家の宇兵衛家・市郎兵衛家に残された家訓・店則のほとんどは、すでに翻刻がなされており<sup>(5)</sup>、後学の者に便宜が与えられている。本章では、文政八年（一八二五）に生まれ、天保十三年（一八四二）に一八歳で家督を継ぎ、幕末・維新时期に第一〇代目当主として経営に携わり、幼い一一、一二代目当主の後見を務めて明治二十一年（一八八八）に没した外村照成（応信）の制定した家訓・店則についてまず触れる。

さて、外村与左衛門家に残された家訓・店則は、弘化三年（一八四六）に制定された「家之掟」以降、次のような家訓・店則類が存在する。

「作法記」「心得書」……安政三年（一八五六）

「追作法記」……慶応四年（一八六八）

「厳改正簡条目」「元立仕法記」「規則書」「規則書」……

明治五年

「勤方心得書」……明治六年

「定書」……明治十年

「足利店定書」……明治十二年

「追掟目」「規則書」「店々規則書」……明治十三年

「改正作法書」……明治十六年

「ヨ店改正心得書」……明治十七年

「国宅心得書」……明治十八年

「本家方改正心得書」「改正規則書」「店改正規則書」「改正規則書」……明治十九年

右のものは、いずれも照成が実質上経営を行っていた時期のものであり、これ以外にも年紀不明のものや、明治六年四月・五月付けの「店中建言口上書」が奉公人から「御主君様」宛に呈上されていることが知られる。これほど多数のものが同一人物の下で制定されているのは、外与家が幕末・維新时期に経営上の大きな変化があったことを反映している。それらの詳細については上村氏の研究に譲り、ここでは右の家訓・店則類のなかで「立身」「出世」につい

て触れている条文を検討することに留める。

さて、「心得書」は全四四条からなるものであるが、その第一〇条に次のように定められている。

〔史料一〕

一凡人之道として貴賤共に正直にして苦勞を致さねばならぬ筈ニ候、若キ時方早く此事を存知候者ハ人之道に叶ひ必立身致す事ニ候、常々此事を不忘精心を尽し勤へく事（後略）

また、第三〇条には、

〔史料二〕

一支配人ハ惣躰之重役なれハ、万事心を配り差障り無之様身心堅固ニ持べし、支配中ニ自然心得違之者出来候ハ、支配人不行届キニ茂可相成道理、必無油断人の生質を見立、忠孝明德之道理ヲ相心得、皆々順当ニ立身いたし候様能々申諭スべし、若家風ニ相背キ心得違之者有之不得止事を候ハ、決而用捨致間敷事（後略）

さらに、第四四条には、

〔史料三〕

一古今世上売女躰之者湿病なき女ハ甚少し、別而近世之者其病氣無之者稀なるべし、年若キ者何の考もなく売

婦ニ交り候者必其病氣ヲ受、重キハ忽身不自由ニな

り、殊ニ悪病之事故何程之療薬ヲ用ゆるとも治する事甚かたし、此病苦ニ苦しみ責られてハ、忠勤ハ勿論親ニハ第一之不孝となり、人間之道ニ不叶、天之憎ミ給ふ処ニ而、逆も立身成かたし、後悔するとも更ニかへらず、生涯捨り者となり心苦スル事譬フルニ論なし、たとい病軽ク共悪性之病故生涯根を切ル事六ヶ敷、眼前其病苦する人数多ク、近キ有様ヲ見聞して能々思慮すべし（後略）

とある。すなわち、三か条において「立身」が用いられている。

第一〇条では、奉公人一般に対して、「正直にして苦勞を致」すことが「人之道」に叶うことであり、若い時よりこのことを弁えることで「立身」すると論されている。ここでは、「立身」することは「人之道」に叶うものであることが強調されていることが明らかである。

一方第三〇条は支配人たる者の心得を述べたものであるが、そこでは、支配人たる者は、心配りを大事にして心身を堅固に保つこと、下位の職階にある奉公人の「生質を見立、忠孝明德之道理」を心得ることが求められている。そ

して、他の奉公人たちも「皆々順当ニ立身」するように申し諭すことが職責の一つであるとされている。

また、第四四条は売婦との交わりを戒めたものであるが、悪病に罹患することは主家への「忠勤」の障りとなり、それは親への「不孝」でもあり、「人間之道」に叶わない行いである。それゆえ、このような行為は「天之憎」むところとなり、とても「立身」は成りたいと述べている。

これらの条文から、「立身」とは「人之道」に叶った結果を示すものであると論じていると読むことができる。また、「人之道」は「忠勤」「親孝行」を前提とするものであり、「天」はそれらの行為を愛憎をもつて見ていると考えられているのである。そして、支配人は奉公人たちが「皆々順当ニ立身」するように配慮すべきだとするところから、「立身」とは外与家の職階を昇進することであることが前提として考えられていると理解できよう。

右に見たように、「天」や「忠孝」を所与のものとすることは、中井家においても同様であった。しかし、「人之道」に叶うか否かが「立身」することに密接に関わりがあると論ずことは中井家にはないところであり、外与家の特

徴ということが出来る。ただ、中井家では「立身」の後の「出世」とは別家になることであると明示的に諭されているのに対して、外与家では「立身」という用語を伴う条文には示されていないことも明らかである。第三九条に、「一手代別宅之後ハ弥々身持堅固ニいたし、本家江心を配り、若心得違いたし不勤之者有之ハ内々呼寄能々申諭スベシ」云々と、ひたすら本家への忠信を促しているにすぎない。さらに、「出世」という用語はいずれの条文にも見られないのである。

しかし、数多く残された外与家の家訓・店則のなかで「出世」という用語を持つものがない訳ではない。年末詳ながら天保七年く明治五年の時期のものと思われる「条目之下書」<sup>(8)</sup>第三三条に次のように記されている。

〔史料4〕

一召仕ヒ之内間ニ合不申者ハ、是迄給金預り分外ニ少々之元手金遣し退身為致可申事、役ニも達ぬ者辛抱致召仕候へ者、其者ハ愚昧ニ而も自分愚と思ふ者者無之、仍而其者之為ニ不相成、主家ニ而者役ニ立ぬ者ヲ世話致し其甲斐なく、自然用ニ達候者出世致候節ハ、愚成者程偏執致種々人気不調事而已申出し、誠ニ家之不孝

可相成候間、此義能々先見ヲ致、速ニ退身為致、其替り役ヲ見立、新旧ニ不抱役ニ相達候者撰出し可申事

右の条文における「出世」の用語法は、職階を昇進するという意味で用いられていると考えられる。なぜなら、主家の役に立つ者が「出世」している時に「愚成」「召仕」と奉公している状況を想定しているからである。「新旧ニ不抱役ニ相達候者」の選出を定めていることから、右の理解で良いだろう。また、第三六条は別宅となつた者が差し入れるべき一札の雛形を併記しているが、異本による附けたり部分に次のような文言が見られる。

〔史料5〕

右一札差入自商売致候付、年々勘定記本家へ差出し可申事、自然本家之恩沢ヲ思ヒ正路ニ相運ヒ、年増立身之姿ニ相成候上者、猶又本家よりも手厚世話ヲ可致候事、初メより依怙鼻頂之取斗決而不相成候（下略）

すなわちここでは、別宅を創設することが許され独立営業者（「自商売」となつた者を対象として、その者が「年増立身之姿」となつたとしても本家の恩沢を忘れてはならないという文脈で「立身」が用いられている。この用法では「立身」とは、「自商売」の成功、ひいては致富の状態

を意味していると判断できる。

「条目之下書」が誰の手になるものかは定かではない。天保十三年九月に没した九代目文成（基信）であれば晩年のものであつたろう。また、一〇代目であれば、同一人物でありながら先の「心得書」とは異なる用語法であるといわなければならぬ。この点を確認するために一〇代目が制定した店則類をさらに見てみよう。

明治五年「厳改正」なる全二九条の店則が<sup>(9)</sup>残されているが、第二条は次のようであつた。

〔史料6〕

一 銘々若時より我行末之大切なる義を心得、立身いたし度とのこゝろざし無之者ハ、第一大恩受シ親江孝道も不相立且不忠之至なり、其次第二より末ハ難義ニ落入、是則我身しらずと申事二候、依而此度改正いたし候義速ニ相用不申者ハ、其假差置がたく退身可申入候間、此義急度相心得可申事

この条文が注目されるのは、奉公人に向かつて「忠孝」を実現するためには「立身いたし度とのこゝろざし」を持つように論じていることであろう。このような、「忠孝」を媒介として奉公人に「立身」することを義務づけ奉公へ

の動機付けとすることは、中井家の店則と共通するところである。中井家においては、それが明和八年（一七七一）七月に制定された「定」の第一条として登場していたこと<sup>10</sup>と比べれば、外与家における強調は新時代の到来を画期としたといえよう。また、「厳改正」第二六条は「重役」の者に対する心得を論じたものであるが、その条文には「取次役若衆ハ別而末も長ク殊ニさかんなる身ニして、行末立身ヲ猶々いたさねハならぬ事」という一節が見られる。ここでの「立身」は明らかに「次役」よりも上位の役（店帳場役、別家）に昇進することとして用いられていることが明らかである。したがって、一〇代目の用語法としては、この時点でも「立身」することは職階を昇進することと考えられていたといえる。

ところが、明治十九年、晩年の一〇代目は「本家方分改正」に次のように書き残している。

〔史料一〕

一 儉約と勉勵之二門より出世有之事

是ニ付、若キ方我身一一分之身ニ付、喰事着用小入費とヲいたさぬものハ米ツブシ人間ニ而、世界の場合ふさげ者ニ而、天もニクミたまふと云事、尤も運ハはこ

ぶといふ事おもひしるべし、また行末一家ヲ立テ、家内ケンゾクヲ道引キ相続可致と心得之有ル者ハ、別而其おもひこれあらずハあるべからず

但シ、此おもひ無之者ハ、親江不孝、主人江ハ不忠、依而老人毎ニ急度改正して諸事相慎ミ、人道を相守れば、其人ハ富貴なるべし

右に示された晩年の一〇代目の心性は、これまで触れてきた観点と異なることはない。しかし、注目されることは、「出世」という用語を使用していることである。しかも、この「出世」は「富貴」と結びついたものとなつていく。そして、「富貴」は、「行末一家」を立て家の永続を図ることで実現できるものであった。それは、再々述べているごとく中井家の家訓・店則で述べられていたことと同一である。そのさい、「忠孝」に加えて「人道」を守ることが強調されている。一〇代目が「出世」は「富貴」になることと同義に考えるようになったのは何時からなのか、それは定かではない。しかし、一〇代目の「立身」「出世」の用語法を見る限りでは、先の「条目之下書」はやはり九代目の手になるのではないかと思われるのである。

右のように考えると、外与家においては、九代目当主は

「立身」とは「自商売」に成功することであり、「出世」とは職階を昇進するものと考えたが、一〇代目は「立身」することが職階を昇進することであり、「出世」は別家となり「富貴」となることと考えていたと言ふことができ。そして、それらは「忠孝」を尽くすことにより実現できるものであるが、それに加えて「人道」を重視するところに外与家の特徴があるといふことができる。

## 二 外村宇兵衛家の家訓

外村宇兵衛家は、六代目外村与左衛門浄秋の末子宇兵衛嘉久が分家して立てられた家である。宇兵衛家は、当初は本家与左衛門家との共同出資による経営を行っていたが、文化十年（一八一三）三七歳の年より独立して商売を始めた。当家に残された、安政三年（一八五六）八月制定の「家訓」にも「立身」「出世」の用語が見られる。「家訓」が制定された安政三年は、同時期に本家与左衛門家においても「作法記」・「心得書」が制定されており、両家にとつて経営上、一つの画期となった年であった。

それはともあれ、この「家訓」は全五条からなるが、宇兵衛はこれら五条をそれぞれ「忠孝仁義誠」の「五道」と

してとらえ、質素儉約を守り、家業に精を出し、「銘々脩身」に励むことを誡めている。「立身」「出世」は、その第二条、すなわち「孝」を説く条文に記されている。いささか長くなるが、全文を紹介することにする。

〔史料 8〕

一 孝者万善之本と古書にも見へ候而、尤大切之事に候、孝と申候も忠と申候も本来一致にて、親に事候則孝と申候、主人に仕へ候則忠と申事に候、両親之心にては主家を憑、売買之筋に通達し、無事に一家を脩、後必出世為致度、慈愛之厚より遠方之厭もなく、奉公に出し候上は、父母之心に不違を孝と申候、孝を存候へ者忠に至り、忠を存候得者孝に至り申候、主家之職業入情致候も、後々我創業之稽古にて、身をたつるの基に候間、専心を尽し修行可被致事に候、然ル則父母も安堵し忠孝共に全く、自然天慮に協、其身之後栄無疑候、主家之職業を疎にし立身之基を失ひ、徒犬馬の齢を重ね、後悔致候共其詮無之候、矧や酒色に耽り、君父の恩義を忘却し一生を誤り候様し不少、深畏恥へき事に候、然者相互に警誡して厚孝道を心かけ申度事に候

さて、右に述べるところによれば、「忠孝」とは本来同一のものであり、親に仕えるときは「孝」、主人に仕えるときは「忠」となるものであつた。親は、子供が商売の筋に通達して「一家を脩め、後に必ず「出世」させたいという思いから奉公に出すのである。それゆえ、親の思いを叶えるためには、奉公に上がった上は、「主家之職業」に精を出して勤める事が大切なのである。なぜなら、奉公人として主家のために尽くすことは、それ自体が後に「我創業」の「稽古」ともなる「修行」だからである。「身をたつるの基」、すなわち「立身之基」は「主家之職業」に誠心尽くすことにあり、このことを実行することが「忠孝」を体現することとなり、ひいては「天慮」にも叶い、奉公人にとつても「後栄」が実現することになる。宇兵衛は、このように誡めていと読むことができる。

親が子供を奉公させる思いを強調して主家への「忠」を正当化する説明は、中井家の例と共通している。中井源左衛門は、「惣而奉公ニ出るものゝ親者、御主人之用ニも相立、其御蔭ニ而行末宿を持候様、朝暮願ふ事ニ候、弥励忠勤候ハ、御主人者不及申、天道之蒙憐を忠孝之道ニ叶ひ、子孫繁盛無疑候」と論じていた。中井源左衛門が組み

立てた論理は、外村宇兵衛と同一であることが明らかである。宇兵衛が、中井源左衛門の制定した「定」を目にしたという明証はないが、「忠孝」と「主家（主人）・奉公人」との関係のありかたの論理を展開すると、共通した理解に達するということであろう。

ともあれ、宇兵衛は、奉公人が「主家之職業」に入精することにより「立身」し、その後に「一家を脩め」「我創業」することを「出世」と考えていたと考えることができる。そして、「出世」すれば「後栄」の可能性があり、それは子々孫々の繁盛へと繋がるものと論じたといえよう。

ところで、外与家では「人之道」が強調されていた。宇兵衛はどうであつたかについても触れておこう。宇兵衛においては、「五道」のうち「誠」に関わつて述べられている。そこでは、「誠者天之道也、思誠者人之道也と中庸にも出て、五常五倫之道も此誠に帰し、今天下之交易売買も相互に誠の一字を以、無滞相成候事ニ而、人間に重きこと此誠より大なるハ無之候（後略）」としている。全体的には対人関係における尊敬・謙遜・忍耐を説く一節として説論されている。すなわち、「人之道」は生きた人間にとつて最も大切なことであり、理想的なあり方は自分の努力で

実現できるものだと記されている。「人之道」を重視することは、宇兵衛家においても例外ではなかったと思われる。

### 三 塚本定右衛門定悦の家訓

塚本定右衛門家は神崎郡川並村（現五個荘町川並）に所在し、「紅定」の名で知られる商人である。初代の定右衛門定悦は、寛政元年（一七八九）に生まれ、文化四年（一八〇七）から行商を始め、同九年には甲府に店を構えるようになった。定右衛門名は、天保四年（一八三三）に初代が久蔵から改名したもので、法名が定悦である。幕末期以降に隆盛を遂げていく当家の家訓・店則類についてもいくつかの先行研究があり、また、経営の実態が知られている。<sup>(17)</sup> 本稿では、「立身」「出世」という用語法の検討を行っているが、この観点からみると当家の家訓では定悦制定の二点が対象となる。すでにこのうち一点の史料については柴田純氏による紹介<sup>(18)</sup>がなされているが、重複を恐れずに検討したい。

さて、定悦が「立身」「出世」について触れた家訓には、「嘉永元戊申冬十月三日」に甲州にて染筆され、「甲州店

支配方先 利兵へに預ケ渡」された「規則守福路」なる表題の小冊子に収められた「塚本家掟書之事」がある。そこでは、三〇条にわたって奉公人たちが商業活動を行ううえで留意すべきことが記され、それらが「当家の掟故、必等閑に相心得間敷候、精々心を込め相守家業出精可致候」と述べられている。さらに、儉約すること、相場を勘案することが指摘され、次のように続けられている。

〔史料9〕（柴田純氏紹介より引用）

右之規方自他共猥りに致候者二者急度越度可申付候、  
努々無怠相はけミ主人に忠を思ひ自分も立身の期可懸候、（下略）

この一節から明らかなように、定悦は主人には忠を尽くす一方で、奉公人自身も「立身の期」を心懸けることを論じている。「立身の期」とは、恐らく別家になることを意味していたと考えられる。なぜなら、この家訓が記された小冊子は「甲州店支配方先 利兵へに預ケ渡」されたと考えられるが、末尾の「尚々」書きに「此書を預り候者を支配の印とさたむべし、立身の後、次の者に譲り候ハ、主人江相届ケ候上、其さし図を以て相渡し可申候」とある。それゆえ、この小冊子は「甲州店支配方」の者が「支配の

印」として主人から預けられていたものであり、「支配方」から「立身」した後には、次の担当職者に譲られるものとされている以上、「立身の期」とは「支配方」以上の職階になること、恐らくは別家になることと判断できる。

また、この家訓は、右の奉公人に対する申し諭しに次いで、小間物・太物類・呉服類の具体的取引方法を記し、最後に定悦の到達した商人観が述べられている。その中で「今日主人ある者ハ主人に仕へ、親有者ハ其親につかゆるに日務を行ひ、かせぎて身を立、家をおこし、親主人に忠孝をつくし、安業に見届け給はでハ人間の役目立がたし」と記した一節がある。「身を立」てることは「家をおこす」ことであり、それは主人・親に忠孝を尽くすことと同義なのであり、「人間の役目」なのだとしている。これらのことから、「立身」とは主家から独立し別家となり自営することを指していたものと考えられる。

しかし、定悦には「出世」という用語が見出せないのからいえば、そうではない。右の商人観を記した条文に次のようなものがある。

〔史料10〕

一人出世立身せんと思ハ、兼光法師(好)か徒然草に語る如

く、万の事外に求むへからず、只こゝもとを正しくすべし、清猷公か詞にも、好事を行じて前程を問ふ事なかれ、世をたまたんだもかくやあらんと、誠に此一言味ふべし〜

定悦が「出世立身」と述べるるとき、「立身」と「出世」とは別の概念として考えていたとすれば、「出世」とは職階を昇進することを意味したと思われる。しかし、たんに「出世立身」という四字用語で同義で理解していたとも考えられる。そこで、もう一通の家訓の検討に移る。

嘉永二年、定悦は「一代口上書」なる巻物を認めている。これは「還暦を迎えたことを機に、一代口上書として自らの人生を振り返り、家内のもののために略歴と教訓を記した」<sup>(9)</sup>ものである。その中に次のような記事がある。

〔史料11〕

(イ) 御地頭様方一本宗旨頂戴致、御本山より定聚庵名ヲ頂戴致シ、是も出世之事ニ候

(ロ) 六十一歳と相成候ニ附、昔方本家かへりニは紅衣類用ひ候咄シ、依之我其心ニ任候、万一家内并ニ若者之内心江違、其身勝手都合能斗をみならひ候も可有之、前後働弁なく候時、本人出世之妨、我家くすれニ

も可相成、(後略)

(イ)の史料から、定悦は「御地頭」である大和郡山藩主から宗門改めにおける特別待遇を受けることと、「御本山」の東本願寺から「定聚庵名」を授けられたことを「是も出世之事二候」と考えたことが分かる。それらは、恐らく献金という行為によって実現したものと推測されるが、少なくとも一般の百姓身分の人々とは異なつた待遇を権力・権威者から受けることも「出世」であると理解していたことに他ならない。(ロ)の史料では、「出世」が妨げられれば相即的に「我家」を崩すことになると理解していたことが窺える。「家」を崩さずにおくということは、家の永続を果たすためには身勝手な考えで勤めない、ということを意味する。そのような永続されるべき「家」は、いわゆる家名・家産・家業が一体化したものであろう。かかる「家」の永続も「出世」を体现するものと考えていたのではない。このような「出世」観は、身分制的な枠組みのなかにあつてある程度の称誉を伴うことを前提とするものであろう。定悦は嘉永五年四月一〇日に彦根藩井伊家から一人扶持を与えられるが、その時に「扶持頂戴致、家長久大慶至極ニ奉存候」と「一代口上書」に記している。井伊家の

扶持人になることが「家長久、大慶至極」と考えることも、右に述べたことと符合するものであろう。

それゆえ、「出世立身」は当家にあつて職階を昇進し、その後に、人生を通じて「こゝもとを正しく」することによつてもたらされるものであつた。そして、それは永続すべき「家」の達成(「家長久」)を前提として考えられると思われれる。

#### 四 市田清兵衛家、小澤蕭鳳の家訓

外村与左衛門・同宇兵衛・塚本定悦は神崎郡五個荘地域の商人という共通項があり、同村もしくは隣村にあつて商人として活躍した時期が重なつていた。それゆえに、「立身」「出世」観が相互に影響しあい共通したとも考えることができる。そのことは少なからず考慮されるべきではあろう。しかし、中井源左衛門家は蒲生郡日野地域の商人であつたことを勘案するならば、近江国内の他地域の商人についても目を向けておく必要がある。本章では蒲生郡八幡(現近江八幡市小幡町)の市田清兵衛家、野洲郡大篠原(現野洲町大篠原)の小澤蕭鳳の家訓類を検討する。<sup>20)</sup>

まず、市田清兵衛家の文政十三年(一八三〇)十二月制

定の「定」第八条はつぎのように定められている。<sup>(21)</sup>

〔史料12〕

一八幡様御召支者鳩なり

是者油商売之守神二候間、此鳥取押へへからす事

右両鳥(鳥・鳩……筆者注)取押江喰事致候もの者、

立身出情不相成候間、互に相慎可申候事

この「定」は一〇代清兵衛直良が定めたものであるが、この年、市田家では店勘定仕法を改めた経営上の画期でもあった。その一環として「定」は制定されたと思われるが、「立身出情」の用語は、熊野社の神鳥である鳥や日牟礼八幡宮の神鳥である鳩を捕らえたり、食べることを制止する条文として現れている。そして、鳥・鳩といった神の「召支」いに危害を及ぼすことは、「立身出情」ができないと諷めていいる。ここで具体的に「立身出情」とはどのようなことであるかは述べていない。しかし、市田家においても「立身出情」という観念、ものの考え方が存在したことは疑いを入れない。

ところで、市田家には正徳年間(二七一―一五)頃に三代目清兵衛が定めたものと伝えられている「家則」が残されている。この「家則」は井上政共氏により紹介された

もので、宮本又次氏にも引用されている。<sup>(22)</sup>また、この「家則」の制定は、「營業の核となる高崎店の経営基盤がある程度固まったこと」により制定されたと考えられている。<sup>(23)</sup>

「家則」は全一〇条からなるが、その奥書に「右ノ箇条各々堅ク相守リ、立身出世スベシ」とある。もし、この「家則」が正徳年間に制定されたものであれば、「立身出世」という言葉を用いた家訓・店則としては、管見の範囲では最も古い時期のものである。しかし、この「家則」の制定時期の推定は誤りではないかと考えられる。なぜなら、制定条文全体の中に「候」という文字は一字も見当たらない。一般的に近世期の文書であれば、全く「候」を用いずに文章を書くことは異例であろう。仮に百歩譲って、「候」抜きの家訓・店則を制定したとしても、「家則」の留文言は「立身出世スベキ者也」と書かれるのが通例であろう。「家則」は、後に安永四年(一七七五)九月制定の「高崎店定目下書」と共通する条文もあるが、その末尾も「右之趣堅相守リ可申者也」とある。さらに「家則」第七条は、「一金銀出入勘定ノ時ハ、支配人及ビ番頭立会ニテ相改メ、資本繰廻シ方粗末ナキ様、相心得ベキ事」とされているが、「高崎店定目下書」第四条は、「一金銀出入り勘

定市毎に支配人并頭分者相加り立合相改可申候、尤取遣大  
切二可致義不申及、常に日相勘定ヲ相弁繰廻シ鹿末無之様  
可相心得候、(下略)」とある。「家則」にある「資本繰廻  
シ方粗末ナキ様」という表現はいかにも近代的表現であ  
り、むしろ「日相勘定ヲ相弁繰廻シ鹿末無之様」という表  
現が近世的であることは明らかであろう。「資本」という  
用語が何時から一般的となるのか浅学にして知らないが、  
市田清兵衛家文書に残された近世期の家訓・店則には見当  
たらない。また、史料が全て漢字・カタカナで表記されて  
いるのは、変体仮名を用いる近世史料から忠実に翻刻した  
のではないことを示していよう。これらの点からも、「家  
則」は井上政共氏が閲覧・翻刻した時点で改竄とまではい  
えないが、修正されたものであり、年代比定を誤っている  
のではないかと思われる。

しかし、何時の時点のものかと断定することも困難であ  
り今後の課題としたいが、本稿では、ともかくも市田清兵  
衛家においても奉公人に対し「立身出世スベシ」と鼓舞し  
たことは確かであろうことを推測しておきたい。

次に、小澤蕭鳳が天保十四年(一八四三)に書き記した  
『童子一百集』の検討に移る。この史料は、小澤七兵衛家

一〇代目の六郎左衛門正美(蕭鳳は雅号)が子孫・奉公人  
への誠めとして書き残したものであるが、歌の形で論して  
いるという特異なものである。<sup>(25)</sup>この歌は二〇〇首余り詠ま  
れているが、その中の第四・一〇・一五六首は次のようであ  
った。

〔史料13〕

四 奉公は主人のためと思ふなよ、我が身をたつる

ためにあらずや

一〇 出精をば望みて奉公する人は、主人大事にかた

く勤めよ

一五六 立身も出世も早ふ思ふなよ、天より我れとひと

りよび出す

右の史料から一見して分かることは、蕭鳳もまた「立  
身」と「出世」は異なるものと考えていたことである。し  
かし、「身をたつる」と「出精・出世」の違いは、判  
然とはしていない。ただ、例えば「四三 若きとき二度は  
ないぞよ働けよ、かねをもふけて老のたのしみ」とか「一  
五九 勤て金をもふけて蔵立て、また勤とやとふ身とな  
れ」と教えていることをみるならば、「かね」を儲けるこ  
とが奉公を勤めることの最終目標であることを示してい

る。それは、「蔵」を建て、奉公人を雇うような自営業者になることであり、かかる生活は「老のたのしみ」へと結実するものであった。そのためには、奉公人としてさまざまなことを学び、自分を律する必要があるが、その要諦は「二四 辛抱と家業正直三つの道、すぐに通ふれば金の山有」とするように、「辛抱・家業・正直」であった。

右に掲げた歌を一読する限りでは、極めて即物的なことが「立身・出世」の内容として揚げられているといえよう。しかし、そのような教えは、奉公する期間で体得した深い道徳・倫理観を身につけた者が到達できることなのだと論じているのである。それゆえに、蕭鳳のいう「立身・出世」は職階を昇進すること、経済的に豊かになることのない方の方かを断定することは保留しなければならぬが、少なくとも奉公人に「立身・出世」を謳ったことは確認できるだろう。

### 結びに代えて

以上、縷々述べてきたことで明らかのように、近世後期の近江商人の家訓・店則には、奉公人に対して「立身・出世」することを謳ったものが、地域を超えて残されている。

右に紹介したものの以外にも、愛知郡小田苅（現湖東町小田苅）の小林吟右衛門家の嘉永年間（一八四八〜五三）制定と推測される「示合之条目」にも、「支配人より身上ヲ慎、下々手代子供ニ至迄、盛長出世ヲ可致」と記されており、職階を昇進する意味で用いられていたことが知られる。<sup>(26)</sup> また、蒲生郡中在寺（現日野町中在寺）に本家を置き、寛延二年（一七四九）以来、武蔵国秩父の大宮郷で酒造店を営んだ矢尾家四代目喜兵衛も、安政元年三月に小林吟右衛門と座談したときを述懐した記録にも「立身」という用語で「大身代」になることを表現している。<sup>(27)</sup> このように見ると、近江商人の精神世界においては、立身・出世はその意味することの交差・同義化は見られるとしても、深く刻印付けられていたと思われる。

犬上郡豊郷村八目に本家を置いた伊藤忠兵衛家が、明治二十六年（一八九三）一月二日に制定した店法の「店法則趣意」に「一、四恩ヲ思ヒ以テ立身出世ノ志ヲ励マスベシ」と店員を鼓舞し、かつ「出世店員」という名称の店員の具体的規定を定めたのも、伊藤忠兵衛もまた近江商人の精神世界を明治期に引き継いだことを如実に示している。<sup>(28)</sup> 「出世店員」とは、「本人が望み、本人の成績しだいでは、

将来別家格、別家となつて伊藤家の一族関係に入り、その生涯が保証される者のことである。正式の手続を経て入店して永年勤続し、基準に達したとき別家格に登用される、いわば子飼いの店員<sup>(29)</sup>を指した。このような「出世店員」と別途採用の「雇用店員」との併存は、近世的な人事雇用と昇進制度が近代的制度に変換する過渡的な時期に対応し、伊藤商店にとつては適合的なものであつたのだろう。

その中で店員たちも、「自立しようとする当初の店員たちの目標も、店で出世しようとする方向に変化し、生涯を店に捧げることと自己の幸福との一致点をみいだすようになる<sup>(30)</sup>」と評価されている。右の評価は、「出世」が店内での職階の昇進（重役就任）を意味すると理解されているところに近代性を感じるが、しかし、「出世」が店内の職階を昇進すること、すなわち、店内における地位が上昇することに「自己の幸福」が達成されると考える思潮が一般的になつたことを反映する理解でもあろう。

また、もう一例を加えるならば、先に触れた塚本定悦の孫にあたる二代目塚本源三郎玄翁は、大正十五年（一九二六）に次のように回顧している。<sup>(31)</sup>

〔史料14〕

私共が白雲頭の丁稚時代に何かの式日に当り帳場の前へ招集されて、番頭さんから立身出世第一の事から始めて「右之条々固く相守り申可候、何事も始を忘れては未遂げ難く候、依之年始三ヶ日の御式も全く以て始を忘れざるためなり、親子主従ひとつの體と同じ事に候へば、互に助け合ひ、家業大切に相励み候はゞ、立身出世無疑候、然る上は名々老ての歡樂、且は忠孝国恩を報じ候道理にも相叶ひ可申候、仍而如件」と読み聞かされた事の今も猶耳底に残り、身に沁みて有難く感ずる次第であります

二代目源三郎の「白雲頭の丁稚時代」とは、明治十年代のことと推測されるが、源三郎家においても、式日には番頭から家訓ないし店則を読み聞かされ、「立身出世」を鼓舞されていたことを知ることができる。このような慣習が何時まで続いたのかは回顧されてはいない。しかし、家訓や店則の奥書に「立身出世」が謳われていたことは確實であろう。「老ての歡樂」が強調されていることは、小澤蕭鳳が詠む所と共通するものである。それが「立身」なのか「出世」の姿の反映なのかは定かではないが、「立身出世」が達成された姿であると理解していたことは間違いないで

あろう。

このように、「近江商人」の家訓・店則には、奉公人に對して「立身」「出世」を謳う条文が制定されていたことを知ることができる。それは、たんに個別の商家に留まることなく、地域を超えた商家に確認することができる。それゆえ、「立身出世」主義は、近代明治期の青年の時代精神となつたことは事実としても、すでに近江商人の世界においては奉公を勤める精神として醸成されていたと見ることができるとも、もちろん、その精神が及ぶところは、奉公人を取り巻く「主人・主家」に對する「忠」と親に對する「孝」という限定された精神世界に留まるものであり、彼たちの関与する限りの社会（世間）に對する寄与に収斂するものであつたろう。したがって、近江商人が関わつた地縁・血縁・職縁を具体的に究明するなかで「立身」「出世」の変化を具体的に明らかにする必要があるだろう。

また、「立身」「出世」を奉公人に謳うことは、何も近江商人に固有のことではない。例えば、住友家では享保六年（二七二二）五月の「予州別子銅山江家法之品書（覚）」<sup>(32)</sup>「長崎店江下ス家法品書（覚）」<sup>(33)</sup>「宇和嶋銅山江家法品書」<sup>(34)</sup>のなかで、番頭の仕方が良くない場合には手代から遠慮な

く注進するように命じ、「注進之手代勤方宜候ハ、立身可申付候」としている。ここでは、明らかに職階を昇進させるという意味で「立身」を用いている。さらに、三井家においても、年末詳「家法」<sup>(34)</sup>第二〇条に「世上手代之風儀を見覚、出世杯を遠ク存たる」云々という記述があり、享保十四年（一七二九）正月の「子供式目」<sup>(35)</sup>奥書には、「元来惣子供最初銘々親元方手前へ奉公ニ指出シ候義、末々立身相続致させ度存念ニ候へハ」という用法が見られる。三井家にみられる用法では、「出世」は職階を昇進すること、「立身」は自營業者になることの意味で用いられていると判断できる。しかも、「子供式目」で述べているような親の期待を述べる件は、中井家や外村家でもみられた論法であつた。家法・店則の成立時代を勘案するならば、三井・住友家のような都市の商家の家訓・店則が、時代を追つて在方の商家に影響を与えた可能性も否定できない。しかし、管見の範囲では、都市の商家の家訓・店則に奉公人に對して「立身」「出世」を謳うものは、あまり見当たらない。この限りで、近江国という限られた地域の商家にそれらを謳つた家訓・店則が残されているということの特異性をとりあえず強調することは許されるであろう。

とはいえ、「立身」「出世」が近世社会でどのような概念として用いられたのか、という点については、商家のみならず一般的な用語法の検討がもつと必要であろう。そして、それらが近代社会において「立身出世」という四字用語を一般化させる歴史過程も明らかにされる必要がある。本稿の関心に限っても、「立身」「出世」という用語を家訓や店則に制定させる時期、削除していく時期の解明は、商家経営の変化・変質の画期を推測する上で重要な指標になるものと思われる。それゆえ、さらなる事例を発掘することが今後の課題となろう。

最後に述べておきたいことは、このような「立身」「出世」を伴う家訓・店則類を発掘する所期の目的は、「出世証文」がなぜ近江国内で最も多く伝来したのかを解明するためであり、ひいては債務弁済制度の社会的慣習を明らかにするためである。「出世証文」に見られる「出世」とは、明らかに経済的に豊かになることであり、家産の再興を前提として作成されるものであった。<sup>(36)</sup>そして、「出世証文」は「仕合証文」とも称されたように、「出世」は「仕合」と同一視されたのである。「出世」を「仕合」と考える通念が成立している社会とは、一体どのような構造をもつて

いるのかを解明するためには、何よりも「出世証文」が最も多く伝来した近江国の歴史的構造、とりわけ経済・経営活動を含む社会的営為の追求が必要なのである。この延長線上に近世・近代期の他地域との比較が意味を持つものと考えている。それゆえ、他地域における「立身」「出世」を用いた家訓・店則、あるいは「出世証文」の所在について大方のご教示を御願いする次第である。

〔付記〕 本稿は、平成十二年度科学研究費補助金「近世・近代商家文書に関する総合的研究」（基盤研究B）（？）課題番号一二四一〇〇八九、代表者宇佐美英機）の研究成果の一部である。

- (1) E・H・キンモンス、広田照幸ほか訳『立身出世の社会史』（玉川大学出版部、一九九五年）。
- (2) 竹内洋『立身出世主義』（日本放送出版協会、一九九七年）。
- (3) 拙稿「近江商人中井家の家訓・店則にみる『立身』と『出世』」（滋賀大学経済学会『彦根論叢』第三一七号、一九九九年）。
- (4) 上村雅洋『近江商人の経営史』第六章「外村与左衛門家と家業」（清文堂出版、二〇〇〇年）。
- (5) 末永國紀「外与三百年の歩み」（近江商人博物館『外村与左衛門展』図録）所収、五個荘町、二〇〇〇年）。

(6) 五個荘町史編集委員会編『五個荘町史資料集Ⅰ』（五個荘町、一九八九年）。以下、この資料集からの引用にあたっては、原史料の振り仮名や返り点を省略し、一部の句読点も改めている。

(7) 『同右』外村与左衛門家第三号史料。

(8) 『同右』第三一号史料。この店則では史料中に「大坂」店が見えるが、大坂店は天保七年に設けられている。また、「金方」という名目も見られるが、「金方」は明治五年に「奥帳」と名称変更されたことから、制定時期を判断した。

(9) 『同右』第五号史料。

(10・16) 前掲拙稿収録史料(1)参照。

(11) 外村与左衛門家第二〇号史料。

(12) 外村与左衛門家の経営については、上村雅洋前掲書、第七・八・九章に詳しい。

(13) 『五個荘町史資料集Ⅰ』外村与左衛門家第一号史料。

(14) 上村雅洋前掲書第七章「近世における外村与左衛門家の経営」によれば、この年に与左衛門家では江戸伊勢町店と橋町店を合併して新大坂町に店を開いており、経営の一転機となった。

(15) この条文の一部は、前掲拙稿でも紹介している。

(17) 塚本定右衛門家の研究史については、上村雅洋前掲書第二章「塚本定右衛門家の支店経営」を参照された。  
い。

(18) 『五個荘町史』第二卷近世第七章第二節「五個荘商人

の精神生活」（五個荘町、一九九四年）、柴田純「史料紹介——近江商人塚本定悦の家訓」（京都外国語大学日本語学刊「無差」第三号、一九九六年）。柴田氏は、前者の記述のなかで、「人の道」「天の道」「人の道と天の道」という項目を立てて、本稿でも用いた家訓類を要約している。「人の道」と「天の道」の関係は、それを参照されたい。ただ、このような関係が整合的に理解されるのは五個荘商人に共通することと考えているのか、外村与左衛門家・塚本定右衛門家にある程度限られたものなのかについては明言されていない。本稿では、家訓・店則に「人の道」を強調するところに外村一統の特徴があると見なしている。

(19) 近江商人博物館『塚本定右衛門と聚心庵展』図録三五頁（五個荘町、一九九八年）。「一代口上書」は、この図録に掲載されている写真による。

(20) 市田清兵衛家の研究史については、上村雅洋前掲書第四章「市田清兵衛家の経営」を参照されたい。小澤蕭鳳家については、古川与志継「一近江商人の凶作記録」天保七丙申年大凶作書——近江国野洲郡大篠原小澤七兵衛家文書」（『東京大学日本史学研究室紀要』第三号、一九九九年）、後掲注(25)参照。

(21) 「家掟目」。滋賀大学経済学部附属史料館保管市田清兵衛家文書。後述の「家則」は、現在保管されているものの中に見当たらない。

(22) 井上政共「近江商人」二〇五〜〇七頁（松桂堂、一八

九〇年)。

- (23) 宮本又次「近江商人の家訓および店則」(『宮本又次著作集』第二卷第三章所収、二一八〜一九頁、講談社、一九七七年。初出は一九四一年)。

- (24) 上村雅洋前掲書、二四〇頁。

- (25) 小澤七兵衛編『童子一百集——小澤蕭鳳の教え——』

(野洲町立歴史資料館編集協力、私家版、一九九八年)。

- (26) 小林吟右衛門家については、丁吟史研究会編『変革期の商人資本——近江商人丁吟の研究——』(吉川弘文館、一九八四年)、末永國紀『近代近江商人経営史論』(有斐閣、一九九七年)を参照されたい。

- (27) 末永國紀『近江商人』一九六〜九八頁参照(中公新書、二〇〇〇年)。

- (28) 伊藤忠商事株式会社社史編集室『伊藤忠商事100年』五四三頁(伊藤忠商事株式会社、一九六九年)。

- (29) 丸紅株式会社社史編集室『丸紅前史』三二頁(丸紅株式会社、一九七七年)。

- (30) 『同右』三三頁。

- (31) 「成功とは何か?」(『商人』第二巻第一号、振興社)。

なお、引用にあたっては振り仮名を省略している。

- (32) 「社会」と「世間」との違いについては、阿部謹也『「世間」とは何か』(講談社現代新書、一九九五年)参照。この観点から、現在高く評価されている近江商人の「三方よし」(売り手よし、買い手よし、世間よし)の理念は、典拠史料の評価も含めて再検討されるべきもの

と考えている。

- (33) 「近世住友の家法」三・四・五号史料(住友史料館『泉屋叢考』第貳拾参輯、一九九七年)。これ以外にも、寛延三年(一七五〇)十一月「別子銅山惣手代心得」(二六号史料)にも「自分立身之事」といった用法が見られる。

- (34) 「家法」(三井文庫所蔵、本九七八)。

- (35) 「子供式目」(同右、統一一六〇)。

- (36) 拙稿「近世の出世証文」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第二九号、一九九六年)、同「明治時代の出世証文」(滋賀大学経済学会『彦根論叢』第三〇二号、一九九六年)、同「馬場利左衛門家の出店と『出世証文』」(『研究紀要』第三一号、一九九八年)。

(うさみ ひでき・滋賀大学経済学部教授)